

○大府市創業資金融資利子補給補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新産業及び新事業の創出を支援し、地域経済の活性化を図るため、予算の範囲内において交付する大府市創業資金融資利子補給補助金（以下「補助金」という。）について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 市内に事業所を有し、事業を行っている者
- (3) 事業の開始前又は事業の開始から1年以内に、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）又は市内の金融機関から創業資金に係る融資（以下「融資」という。）の実行を受けた者
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、融資に係る金銭消費貸借契約に基づく1回目の利子の支払月から起算して36月までの期間に係る利子（延滞に係る利子を除く。）の合計額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

区分	補助金の額
1回目の利子の支払月から起算して12月までの期間	当該期間に係る補助対象経費
13回目の利子の支払月から起算して12月までの期間	当該期間に係る補助対象経費
25回目の利子の支払月から起算して12月までの期間	当該期間に係る補助対象経費

2 補助金の額は、年額10万円を限度とする。

(認定の申請及び決定)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、融資に係る金銭消費貸借契約を締結した日から45日以内に、大府市創業資金融資利子補給補助金認定申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出し、その認定を受けなければならない。

(1) 融資に係る金銭消費貸借契約の写し

(2) 返済計画が確認できる書類

2 市長は、前項の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは交付の対象者として認定し、大府市創業資金融資利子補給補助金認定通知書（第2号様式）により、適当でないと認めるときは大府市創業資金融資利子補給補助金不認定通知書（第3号様式）により、通知するものとする。

（交付申請）

第6条 前条第2項の規定に基づき認定を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1項の表の左欄に掲げる区分ごとに、大府市創業資金融資利子補給補助金交付申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 公庫から融資の実行を受けた者にあつては、公庫が発行する融資に係る利息支払証明書

(2) 市内の金融機関から融資の実行を受けた者にあつては、大府市創業資金融資利子補給補助金利息支払証明書（第5号様式）

(3) 個人にあつては、個人事業の開廃業等届出書の写し（大府市へ提出したもの）

(4) 法人にあつては、法人等設立申告書の写し（大府市へ提出したもの）

2 前項の規定に基づく申請は、第4条第1項の表の左欄に掲げる区分ごとの最終の利子の支払完了後、60日以内に行わなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の書類は、2回目以降の交付申請においては、省略することができる。

4 第1項に規定する申請書の提出をもって、規則第10条の規定による実績報告書の提出があったものとみなす。

（交付決定）

第7条 市長は、前条第1項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大府市創業資金融資利子補給補助金交付決定通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 前条の規定に基づき補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに大府市創業資金融資利子補給補助金交付請求書（第7号様式）により、市長に請求するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、前条に規定する請求書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(2) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

2 この要綱は、この要綱の施行の日以後に金銭消費貸借契約を締結し、融資の実行を受けている者について適用する。

(要綱の失効)

3 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第5条第2項の規定に基づく認定を受けた者については、なお従前の例による。